

新居浜市交通安全計画(令和3年度～令和7年度)(案)に関する 意見募集の結果について

令和4年1月26日

新居浜市 市民環境部 危機管理課

- 1 意見募集期間 令和3年12月20日(月)～令和4年1月20日(木)
- 2 意見提出人数 1人
- 3 意見提出件数 3件
- 4 意見の概要と意見に対する考え方

番号	提出された意見の概要	意見に対する考え方
1	道路の停止線や横断歩道の白線等が消えたり、消えかかったりしたまま、放置されている場合がある。速やかに白線を引くシステムにしてください。	道路の停止線や横断歩道の白線等について、補修の必要な箇所が判明すると、新居浜警察署では、愛媛県警察本部交通規制課に補修の上申を行っています。県内全体で優先順位を付け順次対応を行っているため、必ずしも要望通りとはならない場合がありますが、市民の皆さんなどから連絡を受けると、現地の確認を行ったうえで、対応を行っていると同っております。
2	停止線できちんと止まる指導をお願いします。	本計画(案)の「交通安全に関する普及啓発活動の推進」の項目において、「運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する」としてしています。 今後も警察による取締りや、関係機関・団体等と連携した教育・啓発により、特に信号機のない横断歩道での停止率向上に向けた取組を進めてまいります。
3	自転車の乗り方が大変乱暴な人がいます。いろんな機会に正しい乗り方を指導してください。	本計画(案)の「交通安全に関する普及啓発活動の推進」の項目において、「自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる」としてしています。 今後も年代別の交通安全教室の実施を通じ、自転車の安全利用の推進を図っていくほか、新居浜市交通指導員会の指導員による一斉街頭指導の際に、正しい交通ルールの励行指導を行ってまいります。